

令和6年度豊中市社会福祉法人等指導監査実施方針

1 趣旨

この方針は、『豊中市社会福祉法人等指導監査要綱』に基づいて、各年度における指導監査の重点項目等を明確にし、計画的に指導監査等を実施するために策定する。

2 基本的な考え方

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、市民から社会福祉の中心的な担い手として期待されており、適正な法人の運営と円滑な社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の経営の確保が求められている。また、施設等は、市民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供する拠点として、積極的な役割を果たすことを求められている。こうした状況の中、指導監査等は、法人、施設等の適正かつ自律的な経営による福祉サービスの提供が持続的に確保されることを目的として、継続的かつきめ細やかに実施するものである。

3 指導監査等の実施について

指導監査等は、法人については実地において行う一般監査を基本とし、施設等については一般監査、確認監査、指導監査を基本とする。また、確認監査の集団指導は制度改正等の必要と考えられる内容が生じた時に実施する。なお、具体的な取扱いについては、次のとおりとする。

ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が高く、実地にてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

（1）法人に対する指導監査の実施

① 運営全般について重大な指導（指摘）を行った法人については、問題の早期解決と適正な法人運営を確保するために、施設等の所管課及び大阪府等関係行政機関との緊密な連携のもとに、継続的かつ重点的な指導監査を実施する。

② ①以外の法人、かつ次のいずれにも該当する法人については、指導監査を3年に1回とする。

ア 当該法人の運営について、関係法令等に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 当該法人が経営する施設等の事業について、設備や運営に関する基準、運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められないこと。

ウ 前回の指導監査及びその後の法人の運営状況を考慮して、再度指導監査を実施

する必要がないと認められること。

- ③ ②にかかわらず、②のア、イ及びウに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回

- ④ ②にかかわらず、②のア、イ及びウに掲げる事項について問題が認められない法人のうち③に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断するときは、指導監査を4年に1回とすることができる。

ア 大阪府社会福祉協議会等が実施する外部監査を活用し、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断できる法人

イ 苦情解決への取組みが適切に行われており、かつ次のいずれかの内容を積極的に取り組むことにより、良質かつ適正な福祉サービスを提供するよう努めていると判断できる法人

- (ア) 福祉サービス第三者評価事業の受審、結果の公表など福祉サービスの向上に関する取組みを行なっていること。
 - (イ) I S O 9 0 0 1 の認証取得施設を有していること。
 - (ウ) 地域社会に開かれた事業運営に関する取組みを行なっていること。
 - (エ) 下記に例示するような地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に関する取組みを行なっていること。
 - ・「大阪府社会福祉協議会オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業（大阪しあわせネットワーク）」の対象となる事業
 - ・「全国社会福祉施設経営者協議会地域貢献活動事例集」の対象となったような事業（福祉バスの地域運行、地域安全パトロール隊、地域相談室、地域介護教室、地域子育て支援 等）

(2) 法人に対する随時指導監査の実施

法人の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況の報告を確認した結果等により問題が生じている恐れがあると認められる法人については、上記（1）の規定に関わらず、随時指導監査を実施する。

(3) 法人に対する特別監査の実施

上記（1）及び（2）に基づく指導監査において、度重なる指導を行ったにも関わらず、正当な理由もなく改善がみられない法人及び不祥事など市民の信頼を失墜するような行為を起こした法人、又はそのおそれがあると認められる法人については、一般監査のほか特別監査を実施することができる。特別監査の実施については、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを目的として指導監査項目の絞り込みや、必要に応じて指導監査職員の増員など、詳細な確認を行うものとする。

(4) 新設法人に対する初期指導の実施

新設法人については、適正な運営に資するため、できる限り早期に初期指導を実施する。

その後の指導監査については、上記（1）から（3）に基づいて実施する。

(5) 施設等に対する指導監査等の実施

施設等については、上記（1）の①、②及び（2）から（4）に準じて、指導監査を3年に1回実施する。ただし、児童福祉施設（小規模保育事業、事業所内保育

事業を含む。）については、指導監査等を毎年度実施する。なお、児童福祉施設の一般監査は次のいずれかの方法により実施する。

- ア 施設設備及び帳簿書類等を実地にて確認することにより行う監査。
- イ 施設設備を実地にて確認することにより行う監査。この場合は、帳簿書類等を実地にて確認することに替え、自園検査調書の提出を求める。

（6）関係行政機関との連携による指導監査等の実施

大阪府等関係行政機関と共に管する法人・施設等については、平素から情報交換を図る等連携を強化するとともに、合同並びに同時指導監査（併行監査）の実施に努める。

（7）関係所管課との連携による指導監査等の実施

指導監査等の実施に当たっては、施設等を所管する福祉部長寿社会政策課及び障害福祉課並びにこども未来部こども政策課等の関係所管課と連携・協力し、指導監査等を実施する。

（8）介護保険事業及び障害福祉サービス事業の指導と連携した指導監査の実施

介護保険事業及び障害福祉サービス事業に係る指定を受けた法人については、原則として、法人及び施設の指導監査と併せて、当該事業の実地指導を実施する。

（9）会計の専門家による指導監査等の実施

指導監査等の充実を図るため、必要に応じ、会計の専門家である公認会計士の資格を有する職員による指導監査等を実施する。

（10）支援状況の確認

入所施設において、入所者に対する支援が適切に行われているかを直接確認する。

（11）利用者、家族等及び業者からの聴取の実施

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するため、法人・施設等の職員のみならず、必要に応じて利用者及び家族等からも事情聴取を実施する。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

4 指導監査事項

(1) 法人及び施設等の運営の適正化の推進

ア 法人及び施設等の運営管理体制の確立

- (ア) 定款変更の状況（社会福祉法の改正、事業内容変更等に伴うもの）
- (イ) 理事長専決事項等に関する定款細則の整備
- (ウ) 組合等登記令に基づく登記
- (エ) 理事、監事及び評議員の選任と構成
- (オ) 理事会及び評議員会の適切な開催及び要審議事項の審議
- (カ) 役員報酬等の支給状況（勤務実態及び役員報酬等支給基準等）
- (キ) 監事監査の適正執行と理事会、評議員会への報告
- (ク) 就業規則、給与規程及び経理規程等の規程類の整備

イ 資産管理の適正化

- (ア) 基本財産・その他財産等の区分及び管理
- (イ) 債権・債務の管理（不適切な債務の解消）

ウ 会計経理の適正運用

- (ア) 社会福祉法人会計基準に基づく会計経理及び契約
- (イ) 内部牽制体制の確立
- (ウ) 当期末支払資金残高（繰越金）、積立金（引当金）の適正な処理
- (エ) 保護者徴収金及び寄附金等の取扱い
- (オ) 措置費等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理

エ 施設等の運営管理体制の確立

- (ア) 定款に基づく事業の実施
- (イ) 社会福祉事業、公益事業、収益事業の実施状況
- (ウ) 社会福祉充実計画の実施状況
- (エ) 人事管理の適正化
- (オ) 「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理
- (カ) 感染症及び食中毒対策の確立

オ 安全確保対策の充実強化

- (ア) 非常災害対策計画の策定と周知
- (イ) 消防設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備

カ 不祥事防止対策の確立

法人・施設の会計事務処理の執行管理体制の強化、相互牽制機能の強化、内部監査の実効性の確保及び外部監査の導入（建設請負契約、物品納入契約、職員給

与費及び食材料等の購入等)

キ 情報の公表

法令に定める事項の法人ホームページ等による公表

ク 個人情報の適正な取扱いの確保

個人情報保護規程の整備

(2) 適切な利用者支援の確保

ア 利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保

イ 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保

ウ 身体拘束ゼロへの取組み及び虐待防止の取組み

エ 利用者支援の充実

(ア) 個別支援方針の策定

(イ) ケース記録等の整備、ケース会議の実施

(ウ) 食事提供の充実

(エ) 入浴、排泄等支援の充実

(オ) 褥瘡予防対策、リハビリテーション、寝たきり予防対策

(カ) 健康管理対策、保健・医療の確保

(キ) 相談体制、家族との連携

(ク) 関係機関との連携

(ケ) 苦情解決、福祉サービス向上への対応状況

(コ) 保育の状況

オ 自立及び自活等への支援

カ 事故防止の取組み及び事故発生時の適切な対応

(3) 必要な職員の確保と職員待遇の充実

ア 職員の確保及び定着化

イ 就業規則等各規程の整備と適切な運用

ウ 職員の健康管理

エ 業務体制の確立と業務省力化の推進

オ 職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等）

カ 福利厚生等の充実などの士気高揚のための具体策

(4) 確認監査

ア 基本方針

イ 子どもの利用開始の基準

(ア) 内容及び手続の説明及び同意

(イ) 応諾義務

ウ 教育・保育の提供の基準

(ア) 子どもの心身の状況把握

(イ) 小学校等との連携

(ウ) 教育・保育の提供の記録

(エ) 利用者負担の徴取

(オ) 特定教育・保育の取扱方針

(カ) 相談及び援助

(キ) 緊急時等の対応

(ク) 差別の禁止

(ケ) 虐待等の禁止

エ 管理・運営の基準

(ア) 評価

(イ) 利用者に関する市への通知

(ウ) 運営規程

(エ) 勤務体制の確保等

(オ) 定員の遵守

(カ) 施設の運営に関する重要事項の掲示

(キ) 秘密保持、個人情報保護

(ク) 情報の提供等

(ケ) 利益供与等の禁止

(コ) 苦情解決

(オ) 地域との連携

(シ) 事故発生の防止及び発生時の対応

(ス) 会計の区分

(セ) 記録の整備

(ウ) 利用契約書の締結

オ 施設型給付費等の請求等

5 特に改善に向けて配慮すべき事項

過去に実施した法人・施設の指導監査結果及び社会福祉法の改正等を踏まえ、今年度において、特に改善に向けて配慮すべき事項（重点指導事項）を以下に示す。

以下の事項について重点的に確認することで、より適正な運営を図ることができるよう法人及び施設の支援を行う。

(1) 法人

- ア 役員等及び理事長の選任について
- イ 理事長及び業務執行理事による理事会への報告について
- ウ 評議員会及び理事会の決議について
- エ 評議員会及び理事会の議事録について
- オ 地域における公益的な取組について
- カ 財務管理の状況について
- キ 社会福祉法人会計基準に基づいた計算関係書類について
- ク 引当金の適正な処理について

(2) 施設

①職員待遇

- ア 職員配置について
- イ 非常災害対策計画・避難確保計画について
- ウ 職員の確保及び定着について

②利用者支援

- ア 苦情解決体制の確立について
- イ 施設内外の安全管理について
- ウ 虐待防止・身体的拘束の原則禁止について
- エ 事故発生の防止及び発生時の対応について
- オ 避難・消防等訓練について
- カ 子どもへの関わりについて

③食事提供

- ア 衛生管理（検査用保存食）について
- イ 栄養管理（給与栄養目標量）について

④会計

- ア 財務管理の状況について
- イ 会計事務の執行管理体制について

ウ 社会福祉法人会計基準に基づいた計算関係書類について

エ 引当金の適正な処理について

オ 委託費の弾力運用について（保育所）

⑤確認監査

ア 事故防止について

イ 職員配置について

ウ 運営規程と重要事項説明書について

エ 施設型給付費等の請求等（処遇改善加算・施設長（管理者）設置加算）について

6 改善状況の確認

指導監査等を実施した結果、文書により改善指導を行った事項についての改善報告は、改善状況が確認できる挙証資料の添付を求め、その内容を精査する。当該事項の改善等が確認できない場合は、必要に応じ、追加資料の提出や理事長又は施設長からの説明を求ること等により、改善・是正措置の徹底を図ることとする。

7 その他

「社会福祉法人・社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」を活用することにより法人及び施設等が自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上に資することとする。